

# 設計図書等の電子閲覧に関する試行運用基準について

都市整備課長

## 第1 趣旨

この試行運用基準は、長沼町ホームページを利用して長沼町が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、設計、工事監理、測量等（以下「建設工事等」という。）の競争入札及び随意契約に係る電子閲覧の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

設計図書等を電子閲覧に付することにより、本町が発注する建設工事等の入札手続の一層の透明性、公平性を高めるとともに、入札事務の効率化及び競争入札に参加しようとする者への利便性の向上を図り、より円滑な発注業務に資することを目的とする。

## 第3 定義

この試行運用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 設計図書等 図面、仕様書（特記仕様書を含む。）、設計書、見積りに必要な資料、現場説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部又は一部を長沼町ホームページにおいて閲覧又は取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等をPDFファイル形式で作成したものをいう。ただし、必要な場合はエクセルワークシート等で作成できるものとする。

## 第3 対象

電子閲覧の対象は、所管課長が電子閲覧を行うことが合理的と認める建設工事等とする。

## 第4 電子閲覧の方法等

### 1 電子閲覧対象者

- (1) 一般競争入札により入札参加を希望し、入札参加資格を有する者
- (2) 指名競争入札又は随意契約により、指名を受けた者

### 2 電子データの作成

- (1) 建設工事等に係る電子データは、工事等担当課において作成するものとする。
- (2) 工事等担当課は、電子データファイル構成図（別記様式第1号）のとおり電子データ作成し、パスワードを設定した圧縮ファイル（Zip形式）するものとする。
- (3) 前号の電子データを政策推進課に引き渡し、政策推進課が電子閲覧に供するものとする。
- (4) 作成する電子データの用紙サイズは、日本工業規格A3以内の大きさとなるよう調整する。
- (5) 電子化した設計図書等については、閲覧に支障のない範囲で容量等を圧縮したものとする。

### 3 閲覧期間

- (1) 一般競争入札により工事等を発注する場合は、公告日から入札日の前日までの間において、電子閲覧を行うものとする。
- (2) 指名競争入札及び随意契約により工事等を発注する場合は、指名通知日から入札日の前日までの間において、電子閲覧を行うものとする。
- (3) 入札日及び見積日以降は、電子閲覧はホームページから当該データを削除するものとする。

#### 4 パスワードの照会方法等

- (1) 一般競争入札により工事等を発注する場合は、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等閲覧用パスワード申請・回答書（別記様式第2号）をファクシミリにより提出し、発注者は設計図書の管理などについて指示した上で、設計図書等閲覧用パスワード申請・回答書にパスワードを記載してファクシミリにより回答するものとする。
- (2) 指名競争入札及び随意契約にあつては指名通知書又は見積通知書にパスワードを記載して通知するものとする。

#### 5 質疑

電子化した設計図書等において、不鮮明又は不明瞭な点及び錯誤や不明な点については、事前に質問書等で確認することとし、それを理由として入札後の異議を申し出ることはできないものとする。

#### 6 回答等

質問書の提出があつたときは、町のホームページにより回答を公表できる。

#### 7 電子閲覧の周知

電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札公告により、指名競争入札及び随意契約にあつては指名通知書又は見積通知書により行うものとする。

#### 8 留意事項

- (1) 入札参加者等が入手した設計図書を見積以外の用途に使用することについては、原則不可とする。
- (2) 入手した設計図書及びパスワードを当該入札に係る他の電子閲覧の対象者を含む第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供することは不可とする。ただし、共同企業体の構成員間における場合を除く。
- (3) この試行運用基準は、電子閲覧以外の閲覧方法によること又は電子閲覧以外の閲覧方法を併用することを妨げるものではない。

### 第5 その他

#### 1 その他

この試行運用基準に定めのない事項については、別に定める。

#### 2 施行期日

この試行運用基準は、令和2年4月10日から適用する。